

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	介護保険料賦課及び徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

那珂川市は、介護保険料賦課及び徴収に関する事務における特定個人情報を取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

福岡県 那珂川市長

公表日

令和5年12月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険料賦課及び徴収に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険料賦課に係る情報を整理し、保険料決定(変更)、徴収、還付、滞納整理業務及び税控除・納付証明書を発行する事務。</p> <p>【番号法別表第一に関する事務】 ①保険料の徴収又は賦課に関する事務。 ②保険料の減免、徴収猶予に関する事務。</p> <p>【番号法別表第二に関する事務】 ①被保険者の生活保護実施関係情報及び住所特例対象施設への入所又は入居に関する情報を照会する。 ②被保険者及びその世帯に属する者に係る地方税関係情報、住民票に記載された住民票関係情報を照会する。 ③介護保険料賦課及び徴収に関する事務において、被保険者の介護保険料関係情報を提供する。</p> <p>【公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律に関する事務】 ①介護保険料の還付に関する事務において、被保険者の公金受取口座情報を照会する。</p> <p>※介護保険料賦課事務において、番号法第19条の別表第二の規定に基づき、中間サーバーを使用して特定個人情報の照会又は提供を行う。 中間サーバーについては、セキュリティ上の観点により、特定個人情報の照会と提供の際は、「個人番号」を直接利用せず「符号」を取得して利用する。また、情報提供ネットワークシステムに接続するにあたり、情報提供に必要な情報を「副本」として保有する。</p>
③システムの名称	介護保険、中間サーバー、団体内統合宛名
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項 別表第一の68の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条 3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	1. 番号法第19条 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」、「介護保険法第百三十六条第一項」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、46、56の2、58、61、62、80、83、87、90、94、95、108、117) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に、本評価書記載の事務(②事務の概要)が含まれる項(94、121) 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (主務省令における情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第30条、第31条の2の2、第32条、第33条、第43条、第44条、第44条の4、第47条、第55条、第59条の2の3 ※別表第二の30、46、83、95の項については、主務省令未公布。 (主務省令における情報照会の根拠) 第47条、第59条の4
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 高齢者支援課
②所属長の役職名	高齢者支援課長

6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号 那珂川市役所 健康福祉部 高齢者支援課 TEL092-408-4852
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号 那珂川市役所 健康福祉部 高齢者支援課 TEL092-408-4852

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月20日	Ⅱ-1 評価対象の事務の対象人数	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
平成30年6月20日	I-5② 所属長の役職名	高齢者支援課長 伊藤 拓己	高齢者支援課長	事後	
平成30年6月20日	I-4② 法令上の根拠	<p>(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、117)</p> <p>(主務省令における情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条 ※別表第二の30、33、39、58、90、117の項については、主務省令未公布。</p> <p>(主務省令における情報照会の根拠) 第47条 ※別表第二の94の項については、主務省令未公布。</p>	<p>(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、108)</p> <p>(主務省令における情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条、第55条 ※別表第二の30、90の項については、主務省令未公布。</p> <p>(主務省令における情報照会の根拠) 第47条 ※別表第二の95の項については、主務省令未公布。</p>	事後	
平成30年10月1日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	那珂川町	那珂川市	事前	
平成30年10月1日	表紙 評価実施機関名	福岡県 那珂川町長	福岡県 那珂川市長	事前	
平成30年10月1日	I-7 請求先	福岡県筑紫郡那珂川町西隈1丁目1番1号 那珂川町役場 健康福祉部 高齢者支援課 Tel 092-408-4852	福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号 那珂川市役所 健康福祉部 高齢者支援課 Tel092-408-4852	事前	
平成30年10月1日	I-8 連絡先	福岡県筑紫郡那珂川町西隈1丁目1番1号 那珂川町役場 健康福祉部 高齢者支援課 Tel 092-408-4852	福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号 那珂川市役所 健康福祉部 高齢者支援課 Tel092-408-4852	事前	
令和1年6月30日	Ⅳ リスク対策	—	項目追加	事後	
令和3年8月27日	I-3 個人番号の利用	1.番号法第9条第1項 別表第一の68の項	1.番号法第9条第1項 別表第一の99の項	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月27日	I-4 ② 法令上の根拠	<p>(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、108)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に、本評価書記載の事務(②事務の概要)が含まれる項(94,95)</p>	<p>(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、12、36、40、45、52、55、71、73、76、77、100、112、115、119、137)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に、本評価書記載の事務(②事務の概要)が含まれる項(119,121)</p>	事前	
令和5年2月22日	I-1 ② 事務の概要	—	<p>【公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律に関する事務】 ①介護保険料の還付に関する事務において、被保険者の公金受取口座情報を照会する。</p>	事前	
令和5年2月22日	I-1 ③ システムの名称	介護保険、介護保険料、中間サーバー、団体内統合宛名システム	介護保険、中間サーバー、団体内統合宛名	事前	
令和5年2月22日	I-2 特定個人情報ファイル名	介護保険ファイル、介護保険料ファイル、滞納整理情報ファイル	介護保険ファイル	事前	
令和5年2月22日	I-3 個人番号の利用	<p>1.番号法第9条第1項 別表第一の99の項</p> <p>2.番号法別表第一の主務省令で定める命令第50条</p>	<p>1.番号法第9条第1項 別表第一の68の項</p> <p>2.番号法別表第一の主務省令で定める命令第50条</p> <p>3.公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月22日	I-4 ② 法令上の根拠	<p>1. 番号法第19条 別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、12、36、40、45、52、55、71、73、76、77、100、112、115、119、137)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に、本評価書記載の事務(②事務の概要)が含まれる項(119、121)</p> <p>2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令</p> <p>(主務省令における情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条、第55条 ※別表第二の30、90の項については、主務省令未公布。</p> <p>(主務省令における情報照会の根拠) 第47条 ※別表第二の95の項については、主務省令未公布。</p>	<p>1. 番号法第19条 別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」、「介護保険法第百三十六条第一項」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、46、56の2、58、61、62、80、83、87、90、94、95、108、117)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に、本評価書記載の事務(②事務の概要)が含まれる項(94、121)</p> <p>2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令</p> <p>(主務省令における情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第30条、第31条の2の2、第32条、第33条、第43条、第44条、第44条の4、第47条、第55条、第59条の2の3 ※別表第二の30、46、83、95の項については、主務省令未公布。</p> <p>(主務省令における情報照会の根拠) 第47条、第59条の4</p>	事前	
令和5年12月27日	II しきい値判断項目	いつ時点の計数か「令和2年1月1日時点」	いつ時点の計数か「令和5年1月1日時点」	事後	